七戸藩日記類にみる同藩成立期の諸問題

耕

七戸藩の性格と藩政史料

七戸藩とは、斗南藩と並び明治維新後に現在の青森県東部(旧盛岡藩辺地町・横浜町と十和田市の一部を除く)が相当する。前身は、盛岡藩辺地町・横浜町と十和田市の一部を除く)が相当する。前身は、盛岡藩三代藩主南部重信の六男政信を祖とする盛岡藩分家旗本である。江戸定下で麴町に屋敷があったので、通称を麴町南部家という。五代信鄰の代に、宗家盛岡藩が蝦夷地警備の功で二○万石に高直しされたのに伴い、文政二年(一八一九)に、宗家より蔵米六○○○石が分与され、一万一文政二年(一八一九)に、宗家より蔵米六○○○石が分与され、一万一で改二年(一八一九)に、宗家より蔵米六○○○石が分与され、一万一で改二年(一八一九)に、宗家より蔵米六○○○石が分与され、一万一で動画を表している。

末の混乱期にあたり、実際には三本木に陣屋が構築されることも、領地村に二万坪の陣屋地を支給する旨、幕府に届けている。しかしながら幕付に二万坪の陣屋地を支給する旨、幕府に届けている。しかしながら幕でもその対象となった。盛岡藩は当時大規模な開発を進めていた三本木で、北川の設定が求められ、さらに文久二年(一八六二)閏八月の参勤交陣屋地の設定が求められ、さらに文久二年(一八六二)閏八月の参勤交庫屋地の設定が求められ、さらに文久二年(一八六二)閏八月の参勤交庫屋地の設定が求められることも、領地を開産が構築されることも、領地を開産している。

が与えられることはなかった。

愛町南部家に曲がりなりに領地が設定されたのは、皮肉にも明治維新 独町南部家に曲がりなりに領地が設定されたのは、皮肉にも明治維新 をして藩政が事実上スタートしたのはこの時点と言ってよい。として藩政が事実上スタートしたのはこの時点と言ってよい。として藩政が事実上スタートしたのはこの時点と言ってよい。として藩政が事実上スタートしたのはこの時点と言ってよい。

い、明治二年五月の郷村高帳交付以後を「七戸藩」と称する。また、七現在のところ最もまとまった研究と言ってよい。本稿でもこれにならた七戸藩の成立時期(領地が確定した時期)を、明治二年と結論づけた。た七戸藩の成立時期(領地が確定した時期)を、明治二年と結論づけた。た七戸藩の成立時期(領地が確定した時期)を、明治二年と結論づけた。た七戸藩は同四年七月の廃藩置県までわずか二年余の命であり、研究の七戸藩は同四年七月の廃藩置県までわずか二年余の命であり、研究の

渡戸伝一生記」と共通する事項が多い。 盛田氏の研究も、 開拓誌上巻』所収 戸伝一生記」(十和田市新渡戸家蔵 戸藩の行政機構について同町史では末永洋一氏が担当している。 あるため、「新渡戸大参事日記」と呼ぶ)を収録した。内容的には「新 務日記というべきもの。本稿では濵中家所蔵文書にも「大参事日記」が 史近世6』と略)では、十和田市新渡戸家所蔵の「七戸藩大参事日記 度に刊行した『青森県史資料編近世6 た。)や、七戸町史編さん時の収集資料を利用している。平成二十六年 側雑書」などの盛岡藩政資料を除くと、ほとんど自家所蔵文書(七戸給 人盛田家。後述するように明治初期の当主盛田勇八は藩政に係わってい 仮称。表紙に「日記 七戸藩の藩政に関する史料は、同藩大参事だった新渡戸 伝の「新渡 「新渡戸伝一生記」 一九四七年)を除くとほとんど公刊されていない。 七戸藩新渡戸大参事」とある。新渡戸の私的役 や「徳川実紀」の他、 積雪地方農村経済調査所『三本木 幕末・維新期の北奥』(以下、『県 「覚書」「御

てなかった七戸藩成立期の諸問題について論じたい。料になると考えて、本稿で紹介するとともに、『七戸町史』で触れられた。時間的に県史への収録は間に合わなかったが、七戸藩研究の基礎資戸藩の日記類を所蔵しているという情報が寄せられ、整理・調査を行っ一方、『県史近世6』校正作業中、新たに七戸町濵中幾治郎家より七

一 濵中家と七戸南部家旧蔵文書の概要

(一) 濵中家の概要

屋 期四代幾治郎の代に、七戸最大の豪商であった船木屋を抜いて第一位に 侶だったが、還俗して七戸村に移り、濵中屋と称して商売を始めたとい 馬具類などの調度品類も残り、小大名とはいえ江戸時代の大名家の生活 部家旧蔵文書についても詳しい経緯は不明だが、このような藩政との係 部家から松村景文作の三幅対の画や香合などを下賜されている。 整理の際も七戸南部家に献金している。このような功績から、同家は南 〇二)に「濵中牧場」を創設し、当地方随一の馬産家として名を馳せた。 なった後、当主の交代が相次いだが、七代幾治郎が明治三十六年(一九 東北巡見の際、宿泊場所(行在所)になった。明治十九年四代目が亡く 伸張したとされる。同家は明治九年(一八七六)・同十四年の明治天皇 を襲名している。初代(寛政六・一七九四年没)は野辺地村常光寺の僧 をしのばせる貴重な資料群となっている。 わりから譲渡されたと伝えられている。七戸南部家に伝来した雛人形や 治二年(一八六九)の凶作の際は、盛田(大塚屋)喜平治・山本(船木 いる。濵中家は幕末から明治にかけての七戸町の豪商で、代々「幾治郎 濵中家は七戸藩の御用達商人を勤め、しばしば藩に献金している。明 儀兵衛とともに自費で窮民の援助を行い、さらに廃藩置県後の財政 三代幾治郎の代に藩から御免地を許可される有力商人になり、 七戸(麴町) 南部家旧蔵文書の多くが七戸町濵中家に伝来して 七戸南

七戸南部家との関係の深さを窺わせる。状や短冊、また明治六年に下付された信民の肖像写真なども残っており、状や短冊、また明治六年に下付された信民の肖像写真なども残っており、せられたが、信民や信方が七戸に来た際は演中家に滞在したといい、礼なお、七戸南部家は廃藩後は東京に戻り、最後の藩主信方は子爵に叙

(二) 七戸南部家旧蔵文書の概要

支庁) 年藩庁日記」 ものは明治に 片的に残る。このほか、文政五年(一八二二)に家督を継いだ六代信誉 類をまとめた日記五冊である。さらに廃藩後の明治四年県庁日記(七戸 六月〜七月、同八年閏二月〜三月、天保十一年(一八四○)のものが断 大参事日記 中から見出したという。 濵中家所蔵の七戸藩の日記類 「御叙爵一件帳」、 いずれも町史刊行時には確認されておらず、 の日記一冊がある。 一年から四年までの十冊で、 (新渡戸の日記とは別。 冊 (同年十月~十二月)、 安政四年 江戸時代のものは、文化五年(一八〇八)閏 「御婚礼一式帳」が残る。明治維新期の (麴町時代のものを含む)は十六点ある 記載者名はない)一冊、 国許の 東京藩邸からの通達や御用状 「御用人所日記」二冊、 近年になり御当主が蔵 「明治三

【表 1】 濵中幾治郎家所蔵 七戸藩庁日記類一覧

には、

成田慶治家所蔵の

濵中家以外に伝来した七戸藩の日記類として、

確かに七戸藩の日記で、

確認したところ、二冊は直接七戸藩と関係なかった。残り六冊は

「七戸藩日記」と称する文書が八冊収録されて

七戸町史収集資料目録

廃藩後分割されて伝来した可能性が高い。

県史整 理番号	標題	備考	年代	西暦	形態
1	文化五辰年諸用日記帳		文化5年閏6月~7月	1808	竪帳
2	文化八未年諸用日記		文化8年閏2月~3月	1811	竪帳
3	文政五壬午年十二月信誉公御叙爵一件帳		文政5年12月	1822	竪帳
4	天保十一子年日記	御祐筆方	天保11年正月	1840	竪帳
5	安政四巳年御婚礼一式帳	御用掛り面田秀之助	安政4年8月~安政5年正月	1857~1858	竪帳
7	明治二年御用人所日記		明治2年正月~3月朔日	1869	竪帳
8	明治二巳年御用之間日記	御在国中	明治2年正月~3月	1869	竪帳
9	明治二巳年東京ヨリ之御用状来紙留	御用之間	明治2年3月~6月	1869	竪帳
10	明治二己巳年東京官邸御用留来記	藩庁史生	明治2年正月~6月	1869	竪帳
11	明治二巳年東京江之御差出御用状留	御用之間筆生方	明治2年6月~12月	1869	竪帳
12	明治二巳年東京ヨリ之御沙汰書留		明治2年7月~明治3年5月	1869~1870	竪帳
13	明治二巳年大参事日記		明治2年10月~12月	1869	竪帳
14	明治三年藩庁日記		明治3年10月~12月	1869	竪帳
15	東京詰大参事ヨリ御用来記		明治3年正月~明治4年10月	1870~1871	竪帳
16	明治四年県庁日記		明治4年10月~11月	1871	竪帳

成田慶治家所蔵 七戸藩庁日記類一覧

成四度冶水が成って戸海川口に炭ー見					
七戸町史 整理番号	標題	備考	年代	西暦	形態
840	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。	明治2年9月~10月	1869	竪帳
841	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。標題は七戸町史による。	明治2年10月~明治3年2月	1869~1870	竪帳
842	明治三季 知藩庁日記 庚午正月30至九月	濵中家№14の前半ヵ	明治3年1月~9月	1870	竪帳
843	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。 ところどころに通達の写し(「養馬御締方 箇条」「官員録」など)入っている。	明治3年3月~明治4年2月	1870~1871	竪帳
844	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。 願書(椛室願、酒造願、養蚕願)官員録な ど色々収録 民政関係わかる。	明治3年10月~閏10月	1870	竪帳
845	(七戸藩日誌)	表紙を欠く。前欠か。標題は七戸町史による。 日々の記載者の名前あり。盛田正人、工藤 隆太など給人クラス。新田開発、運上など 民政関係の記事多い。	明治3年閏10~12月	1870	竪帳

※県史(濵中家)はデジタルカメラ、七戸町史(成田家)はコピーで収集。七戸町史のコピー本は現在七戸中央図書館に架蔵。

藩の藩日記は、幕末以前のものを含めて管見の限り見あたらない。 政府の政策が北奥諸藩でどう貫徹されたかなどが明らかになるだろう。 約三十冊残る。これらと比較することで、近代移行期の各藩の動向、 四年まで残るほか、東京藩邸とのやりとりをまとめた「東京御用留」が 後の編纂物「弘前藩記事」が明治初期の基礎資料となる。八戸藩では という。両家を含めて十五冊が七戸藩時代の日記として残る(別表1参照)。 中家の「明治三年藩庁日記」と接続する。所蔵者の成田家は濵中家の一族 なお、七戸藩同様、外様大名(津軽家)の分家旗本をルーツとする黒石 でで、その後は 藩庁日記」と略」)だけで、これは正月から九月までを収録しており、 のうち、標題があるのは「明治三季知藩庁日記」(町史M八四二。以下 「目付所日記」と「用人所日記」が明治二年まで、「勘定所日記」が明治 県内他藩では、 「諸稟底簿」(明治三年正月~明治四年十一月)や廃藩 弘前藩では「弘前藩庁日記」 (国日記) は慶応三年ま 新 濵

演中家に伝来する七戸南部家旧蔵文書の概要を述べると、上限は享保る。麹町南部家は領地を持たなかったため、領国経営に関する文書は無る。麹町南部家は領地を持たなかったため、領国経営に関する文書は無信弥)、主税(三代信伝)や、南部主計(三田南部家三代信之)の親類信弥)、主税(三代信伝)や、南部主計(三田南部家三代信之)の親類信弥)、主税(三代信伝)や、南部主計(三田南部家三代信之)の親類信弥)、主がらいる。他は七代信民の相続関係が多い。

る。他は幕府への贈答、江戸城での諸規式、幕府への勤番関係資料が多行等の支出台帳、嘉永五年(一八五二)江戸商人への払米証文などがあ財政面を直接窺わせる文書は無いが、文政八年(一八二五)の台所奉

『県史近世6』口絵に掲載した。絵図は、麴町南部家の屋敷絵図としては管見の限り唯一のものであり、行江戸麴町南部美作守御屋敷」(美作守は信民のこと)と表記のある大型(地に、屋敷関係の文書や絵図がある。どの屋敷か不明なものもあるが、

七戸藩政成立期の諸問題

た諸問題について紹介したい。 本項ではこれらの資料をもとに、『七戸町史』等で触れられていなかっ

(一)七戸藩士の構成と旧給人層への対応

1.七戸藩の藩士数と七戸移住

という二つの階層があったとされる。前者は南部信民父子に江戸から随『七戸町史』3』によると、七戸藩士には「江戸士族」と「無禄士族」七戸藩及び前身の麴町南部家にはどれくらいの藩士がいたのだろうか。

は明治四年十二月現在で、士一四四人・卒二五人だった。えられず自らが田畑を耕してその生計を立てる、とある。無禄士族の数いたが、信方の七戸入城後再び再任用された者であり、藩から禄高は与給人(代官所付きの郷士)で、盛岡藩の減転封により一旦浪人となって行した者で、禄高を与えられ、その数は五七人。後者は元盛岡藩の地方行した者で、禄高を与えられ、その数は五七人。後者は元盛岡藩の地方

江戸士族とはすなわち麹町南部家時代の家臣である。五七人という人数は幕府の軍役規定一万石につき二五〇人という数からすると、かなり少ない感はあるが、『七戸町史』に数字の典拠はない。濵中家所蔵「万処元年御支配帳」では、総数は五一人となっており、近接した数字である。内訳は一〇九石の宮内大輔を筆頭に、諸士が三五人、「諸士の次席」として茶道一人、医師三人、絵師一人、御徒并並合一一人が書上げられている。小なりといえ、茶道や絵師を抱えていることは江戸定府としている。小なりといえ、茶道や絵師を抱えていることは江戸定府としての麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。このほか、「支配帳」に記載されないの麹町南部家の性格を窺わせる。

(3) 趣定奉行、御供頭、御広間取次、御武具奉行、御納戸奉行、御金奉行、と、家老(一人)のもと、御番頭、御側用人、大目付、御側目付、目付、と、家老(一人)のもと、御番頭、御側用人、大目付、御側目付、目付、と、家老(一人)のもと、御番頭、御側用人、大目付、御側目付、目付、と、家老(一人)のもと、御番頭、御側用人、大目付、御側目付、目付、と、家老(一人)のもと、御番頭、御側用人、大目付、御側目付、目付、と、家老(一人)の「座列帳」による。

宅に分宿した。

記の一日、隠居の信民が盛岡から七戸入り、やや遅れて八月に任命された。同日、隠居の信民が盛岡から七戸入り、やや遅れて八月に任命された。同日、隠居の信民が盛岡から七戸入り、やや遅れて八月に任命された。同日、隠居の信民が盛岡から七戸入り、やや遅れて八月に任命された。同日、隠居の信民が盛岡から七戸入り、やや遅れて八月に任命された。

がある。 「知藩庁日記」明治三年二月二日条に、藩士の屋敷地拝領に関わる記事で含めた彼らの移住や屋敷割の状況について気になるところであるが、を含めた彼らの移住や屋敷割の状況について気になるところであるが、

親類之内名代可被差出事、出番御用・病気故障之向者嫡子・此度藩士一同宮屋敷地拝領被仰付候ニ付、場所之善悪広狭も有之、此度藩士一同宮屋敷地拝領被仰付候ニ付、場所之善悪広狭も有之、一、大参事より権少参事立左之御書付を以相達申様被仰遣之、

月二日

は不明である。
は不明である。
にとの内地所に番号を付けくじ引きをするので銘々民事局に詰めるようにとの内地所に番号を付けくじ引きをするので銘々民事局に詰めるようにとの内地所に番号を付けくじ引きをするので銘々民事局に詰めるようにとの内地のに番号を付けくじ引きをするので銘々民事局に詰めるようにとの内地の時点まで、分宿が続いていたのか、与える屋敷地はどう確保したの内地所に番号を付けくじ引きをするので、

2. 藩士の構成

明治二年六月二十四日、版籍奉還により南部信方は改めて七戸藩知事

【表2】文久元年(1861)3月における麴町南部家の役職名簿

(参考)明治4年(1871)1月頃の七戸藩官員名簿

濵中家所蔵「御役座順·大小御役人定人数·御役人名面·御家臣家座·加御役人名面·非常御備方名面」 成田家所蔵「(七戸藩日誌)」(町史整理No843)所収「官員調」

役職名	人名	兼任等	禄高
家老	蝿田良蔵		(盛岡藩出向)
御番頭	谷川林平	御用人兼帯	(盛岡藩出向)
御側御用人	金井静馬	御用人兼帯	100石
御用人	金井静馬	御側御用人兼帯	重複
(加)	木下俊蔵		34.5石
大目付・御留守居	石田隼太		34.5石
同格	木下俊蔵		重複
御元〆御側目付	帷子東馬		34.5石
IIII/U/IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII			37石
	久野条之進		
	金井覚之進		74石
御側目付格	茂山重助		34.5石
御目付	金井覚之進		重複
	西田嘉十郎		34.5石
	安田良右衛門		34.5石
(当分加)	門山藤次郎		68石
御勘定奉行	植西恵喜登		34.5石
御附役	帷子東馬		重複
	若田半治		28石
御側御納戸御留守居役添役	安田良右衛門	御取頭兼帯	重複
御供頭	石田隼太	御側目付御納戸兼帯	重複
	渡辺三蔵		34.5石
御簾番	金井覚之進	御次兼帯	重複
御広間御取次	安田良右衛門	御留守居添役兼帯	重複
147人1日144人人		PPP 7 /ロ/小区水市	
2000年日末に	若田半治		重複
御武具奉行	(7‡77)		-C-16-
御馬役	茂山重助		重複
御次	金井覚之進	御簾番兼帯	重複
	平野伝十郎		56.75石
	三郷保	若殿様御揃上ヶ兼帯	34.5石
	金井鋍次郎		(静馬嫡子)
	小島兼蔵		34.5石
/4π\/π+φ	小嶋春作	/和·莱兰	
御次格		御茶道	29石
	高島嶛	御絵師	32石
御側医師·奥御医師	堀川元育		42石
奥御用達	漆戸藤兵衛	御錠口御用勤差向	3両2分2人扶持
御膳番	茂山重助	御納戸御馬役御揃上兼帯	重複
	久野条之進	御納戸御揃上ヶ兼帯	重複
御広間御番入	門山藤治郎	F13137 F1323 F 711315	重複
	水口佐四郎		57.75石
		/m 20 0 h → + +++	
	山本啓之助	御駕脇兼帯	47石
	水口雅之助	御駕脇兼帯	(佐四郎嫡子)
御右筆	(アキママ)	御用部屋御物役持役	
御勝手	西田嘉十郎	大納戸奉行・御金奉行・御台所奉行兼帯	重複
	田中経蔵	大納戸奉行・御台所奉行兼帯	3両2分2人扶持
大納戸奉行	西田嘉十郎	御勝手·御金奉行·御台所奉行兼帯	重複
7(#17 +11	田中経蔵	御勝手・御台所奉行兼帯	重複
/m A = /-			
御金奉行	西田嘉十郎	御勝手・大納戸奉行・御台所奉行兼帯	重複
御作事奉行	(アキママ)		
御台所奉行	西田嘉十郎	御勝手・大納戸奉行・御金奉行兼帯	重複
	田中経蔵	御勝手·大納戸奉行兼帯	重複
御広間添番	伊嶋彦吉	御駕脇当分加添番勤中	
御茶道	小嶋春作	御次格	重複
御先供御用部屋御物書表御	-1-00-E-11-	DP/X1G	土 1久
御元供御用部屋御物書衣御 右筆持役御番医師勤中御目	野村安蔵	御錠口番・御料理方定加・御供御徒兼帯	重複
見得以上	2011 X 1000	FT FT FT FT FT FT FT FT	- IX
御数寄屋奉行持役·御徒目			
御数奇産率行行役・御徒日 付持役	上崎次郎右衛門	御目付所御物書兼御引供見習	重複
御錠口番	漆戸藤兵衛	奥御用達兼帯	重複
INTERCEPTED	野村安蔵		
御用人所御物書		御供御徒・料理方定加	3両2分2人扶持
	(7‡77)		
御留守居御物書	(7‡77)		
御目付所御物書	上崎次郎右衛門		3両2分2人扶持
御供御徒	野村安蔵	勤中御目見得以上・御錠口番・御料理	重複
241 Amil 3/1 4mil	ルコンスが	方定加	土攻
	十川迷っ師	御料理方并大納戸御物書・御掃除奉行	3両2分2人扶持
	大山猪之助	坊主兼	5両とガと人扶持
	高橋周悦	御側坊主差向	3両2分2人扶持
	漆戸藤兵衛	加坊主兼	重複
T-1-1-00/mm-/- /- /- /- /- /- /-		勤中御徒御錠口番·御目見得以上定加、	
石炉之間御取締・御側御物	野村安蔵	御広敷御取次御番人、御作事下役、御	重複
書·御料理方		厩下役	
	大山猪之助	御徒・御掃除奉行・大納戸物書 坊主兼	重複
 御広敷御散次御番人・御作			
事下役·御厩下役·御側坊主	高橋周悦	御徒	重複
	十二次本一中	御徒并御料理士并,御担除奉仁杜子	舌垢
大納戸物書	大山猪之助	御徒并御料理方并・御掃除奉行坊主兼	重複
坊主	大山猪之助	御料理方并大納戸御物書·御掃除奉行	重複
	漆戸藤之助	御徒加	重複
	上崎祐賀	御徒給仕坊主兼	?
御小間遣	(アキママ)		
無勤	(7‡77)		
幼年	高木清一郎		34.5石
	河崎孝吉		40.5石
E W Z	佐野久吾		34.5石
同嫡子	笹倉惣蔵		68石
	金井周蔵		?

役職名	人名	出自
大参事	新渡戸伝	盛岡藩
	馬場軍八	盛岡藩
少参事	金井静馬	
	西田嘉十郎	
大属	木下俊蔵	
	安田右内	
権大属	渡辺一騎	
	植西 実	
	小嶋兼蔵	
少属	三浦守八郎	
	小嶋源吾	
少属心得	北田 久	
権少属	盛田弓人	給人
	工藤隆太	給人
	盛田勇八	給人
史生	植田鋳吾	
	伊藤正吾	
同試補	帷子春治	
	玉山誠蔵	
	駒嶺康太	給人
	佐野 営	
庁掌	高橋源治	
	沼田立次郎	
同試補	上崎祐太郎	
	水口左内	

藩政開始時の藩士の構成はどうなっていたか。『七戸町史』に定義すから成り立っていた。

審の幹部では、馬場軍八(盛岡藩御側目付兼御徒頭)が明治二年二月 二十九日に南部雄麿家老に就任。五月十五日には新渡戸伝(同御目付兼 郡奉行)が、同二十日には谷川林平(同内監)が家老になっている。馬 場が東京詰、新渡戸と谷川が七戸詰である。これで、以前から麴町南部 家家老だった蝿田良蔵に加え、七戸藩政スタート時は家老四名体制だっ た。盛岡藩時代の禄高は、新渡戸は一七七石余、馬場は一○○石、谷川 た。・ は四二石、いずれも中級の藩士であった。

は、新渡戸や蝿田らは「盛岡県貫属士族」の扱いとなっている。 は、新渡戸や蝿田らは「盛岡県貫属士族」の扱いとなっている。 実は残る蝿田も麴町南部家の生え抜きの家臣ではなく、以前からの盛 南部家の支配帳には彼らの名前はない。明治三年七月の盛岡藩廃藩以降 南部家の支配帳には彼らの名前はない。明治三年七月の盛岡藩廃藩以降 東面でも宗家の強いコントロールのもとにあった。幕府から家老が派遣 されていた徳川御三卿と似た構造である。生え抜きでないためか、麹町 されていた徳川御三卿と似た構造である。生え抜きでないためか、麹町 本れていた徳川御三卿と似た構造である。生え抜きでないためか、麹町 本れていた徳川御三卿と似た構造である。生え抜きでないためか、麹町

家老四人の中で事実上藩政を主導したのは、盛岡藩時代に三戸代官や

しばしば名前が見える。

「温」の目標を動め、当地との関係が深い新渡戸伝である。版籍
三本木平開発御用懸を勤め、当地との関係が深い新渡戸伝である。版籍
三本木平開発御用懸を勤め、当地との関係が深い新渡戸伝である。版籍

これらは近世期に代官所の下役として給人層が就いていた役職と共通し養蚕開拓御用掛など、藩が進める殖産興業に関わる役職に就いている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、弓人と浦田は民事会計補を兼ねている。しかし、他の「主牒」となり、「本」という。

民衆の怨嗟を買いやすかったという。 民衆の怨嗟を買いやすかったという。 民衆の怨嗟を買いやすかったという。 民衆の怨嗟を買いやすかったという。 民衆の怨嗟を買いやすかったという。 民衆の怨嗟を買いやすかったという。 民衆の怨嗟を買いやすかったという。

3. 給人と新田開発、藩士の教育機関

盛岡藩の減転封により禄高を失い浪人同然となった旧給人層に対し、

ている。身分はまだ御雇のままである。

請が次ぐことになる。

請が次ぐことになる。

「職選」によっている。以後、続々と給人からの新田開発の申が渡戸伝は宗家家老東中務(次郎。のち盛岡藩大参事)から、「御暇被新渡戸伝は宗家家老東中務(次郎。のち盛岡藩大参事)から、「御暇被が候者」(給人のこと)を七戸に集め開田させること、そのための障害で候者」(給人のこと)を七戸に集め開田させること、そのための障害が渡戸伝は宗家家老東中務(次郎。のち盛岡藩大参事)から、「御暇被事では新田開発を奨励した。盛岡藩時代から新田開発は給人の知行と戸藩では新田開発を奨励した。盛岡藩時代から新田開発は給人の知行と戸藩では新田開発を奨励した。盛岡藩時代から新田開発は給人の知行と

士に登用する道を開き、給人層の開発意欲を高めていったのである。下の規則の通り」七戸藩士族に召し抱えると定めている。条件付きで藩とる開発地のうち二割を税とし、残りは現米として下付、さらに「兼ねよる開発地のうち二割を税とし、残りは現米として下付、さらに「兼ねよる開発地のうち二割を税とし、残りは現米として下付、さらに「兼ねる開発地のうち二割を税とし、残りは現米として下付、さらに「兼ねる開発地の利に済になる。

申請している。この計画では、開拓した土地は十五年間の鍬下年季(免各地での水利工事を計画し、収益は一〇万石という見込みで、民部省へ島川ヵ)・作田川・中野川・坪川・清水目川流域、現六ヶ所村など領内翌明治三年三月に藩は三本木平用水の延長工事のほか、米田川(現藤

)のあと、開発者へ永久に預託するとなっていた。

開発未着手の土地は県に上地されることになったのである。
た。また、給人自らによる開発も、開発が成功する前に廃藩置県を迎え、作で百姓が退散し、田地は荒廃して畑のみ仕付けられている状態だっかった。同年十二月には、三本木平は戊辰戦争後の混乱と明治二年の凶かった。同年十二月には、三本木平は戊辰戦争後の混乱と明治二年の凶かし、藩による領内各地の開発計画は実際に着手されることはな

藩士への講義を行わせている。 藩士への講義を行わせている。

(二) 東京藩邸の拝領

追ってみる。 にいうは、新政府は各藩の藩邸について、郭内(江戸城外郭)は

弥被致落手候事、御願書左之通、一、御居屋敷・御下屋敷御願書無事御役所□差出候処、管掌小室就

半蔵御門外御郭内屋敷坪数凡三千坪程

内千坪程添屋敷囲込分

同居罷在候、 屯所ニ相成、 右之通従前之屋敷拝領可奉願之処、昨辰年正月旧幕より借上銃隊 随而恐多申上候様奉存候得共、相応之上屋敷・下屋 同二月焼失仕候、依之当時麻布一本松本家御名邸二

敷地拝領被仰付被下度此段奉願上候、 以上、

一月廿四日

御名内 金井覚之進

弁事御役所

点で正式に新政府に接収された。 、松本藩戸田光則・六万石)を下賜する達しがある。麴町屋敷はこの時 三月十二日に至り、新政府から正式に愛宕下の旧戸田丹波守中屋敷

には盛岡藩下屋敷があり、 て下賜された(同日条)。麻布市兵衛町には八戸藩上屋敷、 に口添えし、三月二十七日に小笠原邸が七戸藩の新しい屋敷として改め れた麻布市兵衛町の旧小笠原中務大輔屋敷(唐津藩小笠原長国・六万石) との交換を希望する。(東京中心部に屋敷を得たい)盛岡藩も弁事役所 しかし、戸田邸は狭隘であったためか、七戸藩は宗家盛岡藩が下賜さ 南部氏一族で近隣に居を構えることになった。 両者は従来どおり両藩藩邸として維持された 麻布一本松

その後馬場は二月二十九日付で南部雄麿(信方)家老に、石田は同二十 数である。そのため、何か用がある際は宗家から人数を拝借するとある。 の計七人だけだった(三月二十日条)。近世期に比べるとはるかに少人 と、石田隼太 日付で東京公用人、箱石は東京公用物書にそれぞれ任命された。 新政府の達では十万石以下の大名は東京藩邸を二ヶ所持つことが認め 当時、七戸藩の東京藩邸を管理していたのは馬場軍八(宗家より派遣 (御側目付)、箱石忠蔵 (御徒目付) ら五人及び小者一人

> 役所へ願っている。かつての麴町屋敷(三〇〇〇坪)に加え、敷地の一 府に願っている。まず藩が希望したのは、最初に東京藩邸として拝領し しいという、少々虫がいいものであった。 部に食い込んでいた旗本屋敷(旧伊庭彦一郎邸三〇〇坪)も合わせて欲 めか、四月十四日に、差支えなければ麴町の旧屋敷を拝領したいと弁事 られていたため、七戸藩は下屋敷に相当するもう一ヶ所の屋敷拝領を政 た旧戸田丹波守邸に近い、旧池田丹波守上屋敷 万五千石)であった。しかし、 はかばかしい返事が得られなかったた (岡山新田藩池田正礼・

だったかもしれない。 所持していた可能性はある)ので、屋敷地二ヶ所というのは無理な要望 近世期も麴町南部家の屋敷は麴町の一ヶ所しか確認できない しかし、その後の拝領記録がないことから実現しなかったようである。 (抱屋敷を

任命の辞令を受け取ることになるのである。 屋敷に初めて入った。そして、六月に版籍奉還の願書を提出し、 南部信方は四月一日に明治天皇への初拝謁後、同九日に麻布愛宕下の 藩知事

問修業のため上京した際は、麻布愛宕下の盛岡藩屋敷に滞在している。 は飯倉狸穴台の士族邸を借りて住んだ。また、 事が滞在するとは限らず、前藩主南部信民は明治三年二月の東京転居後 邸同様、藩の東京事務所として政府と交渉する拠点となる。ただし藩知 以後も東京藩邸に公用人や東京詰の大参事が常駐し、 信方も明治四年三月に学 近世期の江戸藩

(三) 自主的廃藩と転住 (転封)

南部信民の廃藩構想

皮切りに、全国的な廃藩置県までに十三藩に及んだ。 の狭山藩(現大阪府・一万石)、吉井藩(現群馬県・一万石)の廃藩を敞争の戦費の負担や明治二年の凶作などが背景にある。明治二年十二月戦争の戦費の負担や明治二年の凶作などが背景にある。明治二年十二月に切りに、全国的な廃藩置県は明治四年七月十四日だが、それ以前、明治二年末

その中のひとつに、七戸藩の宗家盛岡藩があったことはよく知られている。自主廃藩をした諸藩の中では最も石高が大きい藩だった。盛岡藩知事南部利恭は明治三年五月に自らの免職願を提出、七月十日に置って受理され盛岡県となった。藩士は盛岡県貫属となり、そのまま県至って受理され盛岡県となった。藩士は盛岡県貫属となり、そのまま県産って受理され盛岡県となった。藩士は盛岡県貫属となり、そのまま県産って受理され盛岡県となった。藩士は盛岡県貫属となり、そのまま県

提出する建白書を大少参事に示し、士族一同に残らず申渡すよう指示し邸に滞在した。翌三年二月七日に帰七した信民は、廃藩に向けて政府に明治二年九月、信民は太政官から謹慎処分を解除され、十一月十日叙明治二年九月、信民は太政官から謹慎処分を解除され、十一月十日叙明に滞在した。翌三年二月七日に帰七した信民は、廃藩に向けて政府に邸に滞在した。翌三年二月七日に帰七した信民は、廃藩に向けて政府に必に滞在した。翌三年二月七日に帰七した信民は、廃藩に向けて政府におい。本語を主張したのは前藩主南部信民だった。七戸藩の藩に滞在した。翌三年二月七日に帰七した信民は、廃藩に向けて政府に対方、とはあまり知られている。

(二月七日条)

た(「知藩庁日記」傍線筆者)。

但極御省略ニ付御庭より御着城被遊候、一、大殿様道中益々御機嫌能、今未下刻無御滞御着城被遊候事、

(二月十四日条)

申達之、右二付士族一統存意之有無可及建白旨、権少参事ヲ以旨申達之、右ニ付士族一統存意之有無可及建白旨、権少参事ヲ以、大参事より権少参事ュ左之御書付を以士族一統ュ不洩様可相達

背キ往々御盛業之儀如何ト心配仕候、就中七戸藩ノ如キ遐方ニ 処、当今朝廷御多端不一方御憂慮可被為在奉存候間、不省ノ臣 臣信民謹而奉言上候、旧冬上京以来熟御維新之御趣意観察仕候 可然御執奏之儀給微臣モ奉願候 同意仕候、依之知事初メ各職掌返上七戸藩御廃シ之義奉願候而 藩知事及大少参事藩士ニ至迄篤と説諭仕候処、 微臣過日御暇相願罷下り幸ニ通行筋ニ付宗藩エモ相談仕、七戸 意貫徹シ易ク諸向開張之功速ニ相立、全ク皇国之御為ニ可有之、 藩御廃シ、最寄大藩或ハ県亞管轄被仰付候ハ、、御政体之御趣 費シ、猶予仕候而者実以深ク恐入候儀ト奉存候、就而者右七戸 海外ニ輝シ万国御並立ノ御盛業急務之折柄空シク憂苦ニ時日ヲ 之功スラ速ニ相立候目途モ無之深ク心痛恐縮仕候、 之収納少ク、 僻在イタシ人民頑愚時勢ニ疎ク加ルニ曠野不毛ノ地多ク、金穀 而平日之所為各藩治ヲ異ニイタシ候而者、自然一途之御政体ニ 如キハ事ニ臨ンテ数藩合併ニアラサレハ功ヲ奉スル能ハス、 カ如キモ相応之苦心ヲ以皇国之御為尽力仕度奉存候、 藩学武備開拓等之手配モ自ラ行届無、 宗藩初メ何レモ |自今皇威ヲ 藩治ヲ開張 抑小藩ノ

(二月二十五日条)

一、御書写者右之通一統並拝見被仰付事

尽力勉励可有之事、 尽力勉励可有之事、 同議士及下々ニ至迄政事ハ勿論学問操練等不怠、愈国家之為ニ が藩士及下々ニ至迄政事ハ勿論学問操練等不怠、愈国家之為ニ で相成候共、何方亞か引渡迄者間合も可有之、夫迄ハ大少参事 定相成候共、何方亞か引渡迄者間合も可有之、夫迄ハ大少参事 で相成候共、何方亞か引渡迄者間合も可有之、夫迄ハ大少参事 で相成候共、何方亞か引渡迄者間合も可有之、夫迄ハ大少参事 で相成候共、何方亞か引渡迄者間合も可有之、夫迄ハ大少参事

離レ愈不怠国家之為尽力可有之事化文明富国強兵ニスル事大主意ニ候間、何分小事ニ不拘、私ヲ何事も打捨只日本が万国ニ不負様ニ文ヲ盛ンニし、民ヲ励シ開又者当時ハ君臣の情実のと申シ一和不致候様ニ而者全く不相済、

右之趣組合頭取之者共等¤申聞、寄之下々迄申諭候様致度候事;

信民

他の県に合併したほうが国のためになると主張している。合併を希望す他の県に合併したほうが国のためになると主張している。合併を希望すとが出来ない、と述べる。さらに遠方に位置する七戸藩では、人民はことが出来ない、と述べる。さらに遠方に位置する七戸藩では、人民はことが出来ない、と述べる。さらに遠方に位置する七戸藩では、上京以来えの藩政運営の限界を感じたものであろうか。建白書では、上京以来えの藩政運営の限界を感じたものであろうか。建白書では、上京以来

る藩や県については特に名前は挙げていない。

であった。 であった。 であった。 であった。

以来の君臣意識を捨てるよう強調しているのである。ことになろうとも、それまでは政事はもちろん学問や操練に励むよう、ことになろうとも、それまでは政事はもちろん学問や操練に励むよう、また二月二十五日条によると、藩士たちに対し、どの藩県に所属する

懸念している。

再考を促す新渡戸に対し、信民の廃藩への意思は堅く、盛岡で利剛や 事・藩士たちに示した。信民と利剛、盛岡藩大参事との間にどのような 事・藩士たちに示した。信民と利剛、盛岡藩大参事との間にどのような ちの同意を得られたとして再上京したが、彼らにとっては前藩主の意向であり、嫌も応もなかっただろう。東京到着後、信民は改めて廃藩を政であり、嫌も応もなかっただろう。東京到着後、信民は改めて廃藩を政府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝一生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝一生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝一生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝ー生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝ー生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝ー生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝ー生記」同三 府に申請したいと、上京中の新渡戸に伝えた(「新渡戸伝ー生記」同三 府に申請したいと、上京中の大阪の間に対している。

被仰在之、 度取調差出申度と上意有之、伝申上候には於花巻右御相談の上何 下り馬場権大参事、 不定、多分は足利将軍の旗下に従ひ候処、 吉井両侯世上の笑物相成居候 召御遠慮の事候、 候様申上候事、厚く御再考被遊度御儀に御座候、第一諸家魁の思 れも御同案侯は、於私異存無之、 故東大参事へ相談申候至極同意、 有候、依之諸家に魁知事退職、支配地差上候儀実切勤王の道に候 相伺候処、先般於花巻申聞候通、 、ば属之、三好衰ひ候へば夫々近傍の剛将に和交し、織田家起候 ば皆々幕下に従ひ、 同十九日雨、 安宅権大参事・野田権大参事に談合候処同意、 信民様七戸公用所へ御出有之、伝罷出段々の思召 小藩の御方魁候ても天下の人目相立不申、 金井・西田両少参事其外一統同意候事故、此 明智逆臣主家を滅亡し候へば逆党に入り、 都て小藩の御方面北の乱より表裏 於盛岡致堂様へ申上候処可然と 乍去宗家に魁被成候儀御控被遊 当今の形勢専ら郡県の叡慮被為 永禄に三好逆徒強く候 七戸へ 狭山・

なり、 生死相極る故可然候哉、 事柄にて御厭ひ在之間敷哉、 谷川共御退職の上は廃職相成盛岡へ罷帰り候のみにて迷惑筋無之 斯強て申上候得は私欲の含にも候哉と御下墨有之哉、私並馬場・ 切迫に可及、右の御凌方の御配意も被為有候御儀にも可在之候哉 の儀は七戸巳年収納を以て御取続事候の処、 年十二月迄は宗家の御仕向を以て御相続は勿論の事候、 併御決心別段御取締候は、御相続は夫にて相済候事も可在之、 ケーに候者、米二百俵金三百両に御座候、中々御取続在之間敷 返上の御詮議に相成侯はゞ如何御申解在之候哉、又家事の儀は十 政取乱候は、差上地仕候は、実切に御取上可申哉、 に盛岡へ転住、七戸へ引越、今に住宅も無之借宅の上、凶荒の年 様御里へも御戻しの事候哉、 知事様如何被遊候哉、 当時知事職には宗未御取扱無之乍申宗家進退に魁候へ共、 逆徒の名号相立不申、戦功も如斯小藩前後更に目立候物無之候事、 豊臣山﨑一戦勝利在之時は降参為臣下、慶長五年乱関東方強く候 春以来の処は皆才覚金当秋の収納を繰上御手配候事候、 に当り疾苦に迫り候処、 上地候はゞ当秋の収納共差上の事候へば明日より米金御目当無之 一ば裏切、降参の衆今に連綿と諸侯御相続被成候へ共、不義不忠 只管歎敷は御家族様方・御家臣の者の事、 其上支配所凶荒三民及飢餓既為救助拝借金願に私上京中藩 御当住の上御離縁在之間敷、 当節の処左様にも無之被仰立候より半年 主家に離れ住宅無之路途に迷ひ申候次第 作去一旦思召立忠義は戦場候得ば即 其下士族并元録以来の者江戸住居急 凶荒意一粒無之、 君公には御決心の 又奥方様も同 藩政取計兼候 右を只今 正月より 去

申出に候間明年迄見合候様可致、難有思召改被遊候、感涙相催此被成候哉床敷奉存候、右の通飽迄申上候処、厚く御勘考至極尤のも相過候上、十ケーの被下御沙汰在之迄の御凌誰に被仰付御手続

段谷川初詰合へ申聞候処一統申居候事、

新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。
新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。
新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。
新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。
新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。
新渡戸は「感涙」を催し、早速東京詰の谷川らに伝えたという。

利恭の免職願は七月十日に受理され、盛岡県が成立した。七戸藩の廃藩 利恭の免職願は七月十日に受理され、盛岡県が成立した。七戸藩の廃藩 の廃藩の建白書を提出したが、政府はあくまで献金問題のためではなく、 皇国の前途のために知事職の奉還を願出たという形を取るよう圧力を加 皇国の前途のために知事職の奉還を願出たという形を取るよう圧力を加 之させ、五月十五日に改めて上奏した。藩士たちはそのまま県の役人と して再雇用されるという内約を得ていたという。 こうして、藩知事南部 して再雇用されるという内約を得ていたという。

問題が起こった四ヶ月後である。

は盛岡藩一藩だけだった。

もしこれ以前に七戸藩の廃藩が実現していれば、吉井藩・狭山藩に継ぎ、全国三番目になるところだった。なお、新渡戸は自主的廃藩を先駈ぎ、全国三番目になるところだった。なお、新渡戸は自主的廃藩を先駈ぎ、全国三番目になるところだった。なお、新渡戸は自主的廃藩を先駈ぎ、全国三番目になるところだった。

現在のところ資料を見いだせていない。
の藩幹部の意向、また政府や宗家盛岡藩の思惑なども必要であろうが、の音主的廃藩断念の経緯は「新渡戸伝一生記」以外になく、新渡戸以外の自主的廃藩断念の経緯は「新渡戸伝一生記」以外になく、新渡戸以外の潜幹部の意向、また政府や宗家盛岡藩の思惑なども必要であろうが、の藩幹部の意向、また政府や宗を関すれば、藩知事後見たる信民の意向を

2. 政府からの転住打診

日条にはこうある。 た。しかし、この時点ではまだ盛岡藩支配地であり「宗家の領地を奪っ 診を受けていた。これは、濵中家や成田家の藩庁日記類には記されず、 元年以前は盛岡藩領だった地域である。「新渡戸大参事日記」四月十五 いずれかに沙汰があるよう民部大丞林半七に願っている。いずれも明治 た」という世評が立つのを恐れて、新渡戸は江刺県支配地である黒沢尻 た転住地は花巻(現花巻市)、沢内(現西和賀町)など和賀・稗貫郡であっ 「新渡戸伝一生記」四月十五日条によると、 「新渡戸伝一生記」及び「新渡戸大参事日記」のみに記載されている。 さて、自主的廃藩断念後、七戸藩は内々に政府から転住 (現北上市)、土沢町 (現花巻市東和町)、 民部省から当初打診があっ 遠野町 (現遠野市) (転封) の打 周辺の

日右内願ニ書持参頼談申候事、、林半七殿行、先日罷出候節七戸転住之御調之内話在之ニ付、今

在之場処奉歎願事、 に場処無之候而者一同窮迫仕候付、深く御汲察被成下何分町家等候場処無之候而者一同窮迫仕候付、深く御汲察被成下何分町家等上候扣帳有合候故右二基調申、何れニも藩士百軒程も当分借宅仕下候様奉歎願候、尤三ヶ処高積村々出入可在之、右者安政六年書七戸藩転住可被仰付御調御座候ハ、、別紙三ヶ処之内ュ御沙汰被

之手始ニ相成候付、篤々御憐察被成下度奉歎願事、一、三本木開拓之儀ハ数年苦心仕漸々水利ヲ導キ、是より開墾成就

別紙二、(村名下略)

藤について願っている。 慮について願っている。 慮について願っている。 慮について願っている。 の配慮について願っている。 の記言を判決定にあたっては、会計官権判事と がいる。宗家に続き支配所奉還の願を出したいが、まずは藩士を路頭に迷いる。宗家に続き支配所奉還の願を出したいが、まずは藩士を路頭に迷わせないことが第一と強調し、さらに緒に就いた三本木平開拓継続の配 を挙げている。 がる。宗家に続き支配所奉還の願を出したいが、まずは藩士を路頭に迷わせないことが第一と強調し、さらに緒に就いた三本木平開拓継続の配 がる。宗家に続き支配所奉還の願を出したいが、まずは藩士を路頭に迷わせないことが第一と強調し、さらに緒に就いた三本木平開拓継続の配 がる。宗家に続き支配所奉還の願を出したいが、まずは藩士を路頭に迷わせないことが第一と強調し、さらに緒に就いた三本木平開拓継続の配

> 転住先の候補は旧盛岡領南部で生産力が高い地域で、特に遠野は藩主 一門の遠野南部家が置かれた場所であり、条件は悪くないように思える。 この三案の中で民部省の候補は土沢であったようだ。しかし、藩政開始 後、わずか一年あまりの移転では藩財政に大きな負担を掛けることは間 後、わずか一年あまりの移転では藩財政に大きな負担を掛けることは間 でしまうと、暗に転住反対の意思を示している。

一、林半七殿行開拓一件内願書差出申候事、其文、

戸藩弥転住等被仰付候義二御座候得者、 座候(中略)、昨今へ至り三千石高程ニ相成候処、御一新ニ付右 流を以漸田形開居候計之事故、自分人員不足土地不相応小高ニ御 所ニ御座候へ共水利無之ニ付、 陸奥国北郡者莫大之曠原二而、 開拓之儀被仰付被下候様奉願上候、 後年迄も尽力積年之功業相立申度候間、 洞内村・三本木村・八斗沢村・切田村・相坂村都合十一ヶ村者、 水ニ仕候、法量村・深持村・折茂村・犬落瀬村・下田村・百石村 右場処管轄如何様之御所置ニ相成候共、 開拓之義知事名前を以先達而願上置候、 開拓場所七戸藩知事支配所相成ニ付、於惣地拾万石程之見込を以 人費一時ニ消滅可仕残念至極奉存候、何卒右情実深く御汲察被下、 開拓仕候ハ、数万石ニ相成可申場 往古より自然高さより低へ注く細 以上、 其筋可然御執成、右村々 前申上候上水を分配、用 積年苦辛之所業·数万之 然所御内々相伺候処、七

コーロトラドニネエヨメョースを手い

新渡戸大参事

右之通林民部大掾『頼談申入候事』

全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 全国的な廃藩置県まで維持された。 会国的な廃藩置県まで維持された。 会国的な廃藩置県まで維持された。 会国的な廃藩置県まで維持された。 会国的な廃藩置県まで維持された。 会国的な廃藩置県まで維持された。

事後見としての役目を果たしている。 事後見としての役目を果たしている。 審知事家も経済的に困窮し、新渡戸は的な農民一揆が起こっている。藩知事家も経済的に困窮し、新渡戸は的な農民一揆が起こっている。藩知事家も経済的に困窮し、新渡戸は的な農民一揆が起こっている。藩知事家も経済的に困窮し、新渡戸は上かし、その後も藩政の財政窮乏と混乱は続き、同年閏十月には全藩

四 おわりに

京屋敷の拝領問題、そして従来あまり知られていなかった自主的廃藩問藩は発足から廃藩までわずか二年あまりだが、その間の藩士の構成や東藩庁日記類を中心に、「新渡戸伝一生記」等で補完して記述した。七戸以上、成立期七戸藩の諸問題について、濵中家及び成田家所蔵の七戸

題について紹介した

本稿では七戸藩政の一端を見たに過ぎない。本稿で触れることができなかったが、二年あまりの七戸藩政を一番苦しめたのは明治二年の凶作である。対策のため政府からの借財と返済問題、そのしわ寄せと領内検である。対策のため政府からの借財と返済問題、そのしわ寄せと領内検である。対策のため政府からの借財と返済問題、そのしわ寄せと領内検地の強行により明治三年閏十月には惣百姓一揆が引き起された。中央集地の強行により明治三年閏十月には惣百姓一揆が引き起された。中央集地の強行により明治三年閏十月には惣百姓一揆が引き起された。中央集地の強行により明治三年間十月には惣百姓一揆が引き起された。中央集地の強行により明治三年間、大名であったという性格上、明治維新後も常に本家の動向を意識せぜるを得なかった。旧慣を護持しつつも政府の方針を貫徹せざるを得ない政権移行期の小藩の苦悩がみえる。

註

郡のうち新田五〇〇〇石を分知されたが、宝永三年(一七〇六)十二月第二百十 南部」。元禄七年(一六九四)八月二十一日に和賀郡・二戸(1)『新訂寛政重修家譜』第四(続群書類従完成会 一九六四年)所収「巻

麹町南部家は最後まで宗家を継いだ当主はいなかった。 月十六日に五代当主信由が利正と改名して宗家を継ぎ、 あった)三〇〇〇石があった。三田南部家は安永三年(一七七四)十二 の存在に重信の七男勝信を祖とする三田南部家(江戸の三田に屋敷が 十日に宗家に返上し、改めて蔵米五○○○俵を支給されたとある。同様 た際に後嗣を出すという役割を果たしたが(同家はこの時点で絶家) 宗家当主が絶え

- (2) もりおか歴史文化館蔵 史近世6』)と略す) №五九掲載)。 月十四日条(『青森県史資料編 近世6』(青森県 二〇一五年(以下『県 「盛岡藩御用人雑書」万延元年(一八六〇)二
- (3)もりおか歴史文化館蔵「覚書」文久三年八月六日条。三本木に陣屋地 部における政治的拠点にしたいという意図があった。 持っていることを挙げている。三本木を単に新田開発のみならず、藩北 下北半島や藩北部の海岸部を統括できる地であり、繁華になる可能性を 地であり、開発収益の一部を陣屋建設の資金として充当できること。② 蔵「昭瑤漫筆」二 『県史近世6』 №四七七掲載)によると、①広大の 三年五月六日に麴町家当主南部信民に提出した書付(十和田市新渡戸家 を設定した理由として、盛岡藩用人奥瀬衛門と元締新渡戸十次郎が文久

として秋田新田藩(明治維新後、現湯沢市岩崎を陣屋地とする)などが なお、 七戸藩同様に江戸定府で、本家から蔵米支給を受けた分家大名

- (4)「盛岡藩御用人雑書」明治二年正月晦日条 (『県史近世6』№二二九
- (5)濵中家所蔵七戸南部家文書「陸奥国北郡之内郷村高帳写」。この包紙 (6) 尾崎竹四郎編『青森県人名大事典』(東奥日報社 には「六月九日到着 手県立図書館「七戸藩関係書」(『県史近世6』M二四八掲載) ほか多数 御用之間」とある。原本の所在は不明。 一九六九年)。 写しは岩

- - (7) 濵中家所蔵濵中家文書「記録控」。
- (8) 各所蔵先は以下のとおり。 「弘前藩庁日記」 「諸稟底簿」 「弘前藩記事」: 世6』に抄録掲載した(M六三四~七〇七)。 所日記」「東京御用留」:八戸市立図書館蔵八戸南部家文書。「弘前藩記事」 は坂本寿夫編『津軽近世資料 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。「目付所日記」「用人所日記」「勘定 ~九四)として翻刻本が刊行されている。 弘前藩記事一~五』(北方新社 「東京御用留」は『県史近 一九八
- (9) この分類は鷹山雅春『七戸近世史』(七戸近世史刊行会 一九四九年) 給人)を挙げているが、これは藩士であったとは言い難い。 さらに「復籍士族」(明治三十年に士族に復籍した人々。おもに元七戸 で定義されたが、『七戸町史』でも踏襲されている。『七戸近世史』では
- 〔10〕盛田稔家文書「辛未十二月分俸禄渡残渡帳 元七戸藩士族卒面附」。 『七戸町史 3』一二一頁。
- (11)同家にはこの他明治二年九月の支配帳もある。
- (12)濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」一月二十七日条、 中の人数に対してとても足りないと訴えている。 岡藩から渡されたが、本来の一五○両から三○両に減額されたので、家 五○人余、同心・小者が一七人程、その他女中が一○人とある。麴町家 麹町南部家家老蝿田良蔵より本家目付への伺によると、麹町家の家中は 「相続御月割金」(南部雄麿の相続に伴う諸経費か)正月分を宗家盛
- 〔13〕 濵中家所蔵七戸南部家文書 「御役座順・大小御役人定人数・御役人名面 御家臣家座·加御役人名面·非常御備方名面」。
- (4)岩手県立図書館蔵「七戸藩主南部信民版籍奉還顚末」など(『県史近 順の辞令が、弘前市立博物館、 されていない。県内諸藩では、弘前藩知事津軽承昭と八戸藩知事南部信 世6』NA六一六掲載)など。なお、雄麿の七戸藩知事辞令の所在は確認 八戸市博物館にそれぞれ残る。

- 給人は追手門、諸役方は本丸御門で出迎えたという(同書八月十四日条)。(15)「新渡戸伝一生記」同日条など。信方の入部に際し、境古人は村境まで、
- 多いが、元々盛岡藩士であった蝿田良蔵を除くと五七人となる。16)『七戸町史 3』の江戸士族五七人はこれを典拠にしたものか。一名
- (17)濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」同日条。
- (18)岩手県立図書館蔵「七戸藩主南部信民版籍奉還顚末」同日条。
- 務書上帳(明治三年)外五編連記』旧盛岡藩士桑田 一九九六年 所収)。(19) 岩手県総務部学事文書課蔵「盛岡藩士族書上帳」(『盛岡藩士族旧禄所
- (20)ただし、註(13)の座列帳では、文久元年三月段階で蝿田は家老になっ(20)ただし、註(13)の座列帳では、文久元年三月段階で蝿田は家老になっ
- (21) 註 (19) に同じ。
- (22) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」十二月二十五日条。
- (23)「新渡戸伝一生記」同日条。
- (24) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」十二月二十七日条。
- (25)成田家所蔵七戸南部家文書「明治三季知藩庁日記」三月二十九日条。
- (26) 同右 四月十五日条。
- (27) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治三年藩庁日記」同日条。
- (28) 『七戸町史 3』 七九頁。
- (29) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」同日条。
- (30)「新渡戸大参事日記」三月二十四日条(『県史近世6』№六○○)。
- (31) 成田家所蔵七戸南部家文書「七戸藩日誌」(町史整理№八四三)同年
- (32)濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年大参事日記」十一月十二日条。

十二月条

- (33)成田家所蔵七戸南部家文書「明治三季知藩庁日記」三月十七日条。
- 侍講・藩学教諭は矢羽々正身が勤めており、彼の盛岡県への帰県願が記(34) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治三年藩庁日記」十月十二日条。知事

されている。

- (35)盛田稔家文書「明治四年御用留」五月九日条
- (37)関係する条文は以下のとおり(「南部信民家記」所収「御触達書留」)。部信民家記」所収「御触達書留」)。 お信民家記」所収「御触達書留」)。 候場所本町通西北之方ヲ限候間、最前申達置候処東之方両国川筋、南之候場所本町通西北之方ヲ限候間、最前申達置候処東之方両国川筋、南之(36)郭内の範囲について、九月四日の東京府判府事の達には「郭内ト相唱
- 九月十七日御達書、3)関係する条文は以下のとおり(「南部信民家記」所収「御触達書留」)。
- 一、郭中屋敷ハ家作共被召上候事
- 之候ニ付為心得尚相達置候事、右先達ヲ相触候内書面二廉ハ、徳川家臣被申達候義ニテ、列藩関係無一、郭外屋敷地ハ被召上、家作之義ハ出格御慈恵之思召を以御下候事、
- 一、大小藩共郭内ニ者屋敷一ヶ所宛、
- 一、郭外ハ拾万石以上弐ヶ所、其以下万石者一ヶ所宛、

右書面之通此度被下候事、

但是迄受領屋敷引続拝領相願候向者郭外計ニテ勝手次第タルヘキ事

- あるいは明治維新後に、本来の屋敷地とは別の場所に与えられたものか。第七巻 九州編』雄山閣出版)、麻布市兵衛町には該当する屋敷がないが、町、下屋敷が深川高橋にあり(木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典(38) 唐津藩の江戸屋敷は、江戸後期で上屋敷が外桜田、中屋敷が本郷御弓
- (39) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年御用人所日記」同日条。
- (40) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二年東京官邸御用来記」同日条。
- なかったものか。
 現されている。愛宕下とは旧戸田邸の場所だが、まだ正式に交換してい現されている。愛宕下とは旧戸田邸の場所だが、まだ正式に交換している。同右「明治二年東京官邸御用来記」同日条 本文では「上屋敷」と表
- (42)盛田稔家文書「明治四年御用留」五月二十九日条 政府に提出した信

用住所仕候」とある。 民の明細短冊に「当時宿所飯倉狸穴台東京府貫属士族重本藤五郎地所借

- (4)「明治四年御用留」所収の信方の明細短冊には「宿所当時愛宕下三才 在願については四月四日条に記載あり。 小路宗家南部従五位利恭邸内」とある。信方の上京及び宗家屋敷への滞
- 松尾正人『廃藩置県』(中公新書 一九八六年)など
- (45) 松尾正人『維新政権』(吉川弘文館 一九九五年)一七〇—七一頁。
- (46)七戸藩の自主的廃藩問題は、松尾正人氏の『廃藩置県』(註(44)参照) など一連の研究で盛岡藩の廃藩問題と絡めて触れているものの、『七戸
- 町史』をはじめ、県内の歴史の概説本などでは全く言及はない。
- (47)東京大学史料編纂所蔵『七戸南部家譜』明治二年九月二十七日条な ど(『県史近世6』№二六六掲載)。
- (48) 濵中家所蔵七戸南部家文書「明治二巳年東京≒之御差出御用状留」。
- (4))「太政官日誌」明治二年十二月二十四日条・二十六日条 (石井良助編『太 政官日誌』第三巻所収 東京堂出版 一九八〇年)。
- (5)「新渡戸伝一生記」明治三年正月二十二日条。
- (51) 松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館 一九九五年)一八六頁
- (52)「新渡戸伝一生記」明治三年四月二十三日条。
- 伝一生記」にもほぼ同文を収録しているが、村名についてはこちらにの 『県史近世6』№六○○。下略部分(村名)は以下のとおり。「新渡戸

和賀郡黒沢尻町

村崎野村・二子村・成田村、メ十ヶ村壱万七百九十六石五斗壱升六合、 黒沢尻村・北鬼柳村・江釣子村・笹間村・轟木村・飯豊村・藤沢村・ 同郡土沢町

十二ヶ村、安俵村・晴山村・成嶋村・小山田村・落合村・館迫村・町

成田村・廿四ヶ村壱万四百八拾四石七斗八升弐合、 中内村・宮田村・平沢村・臥牛村・立花村・黒岩村・更木村・二子村 居村・奥友村・鷹巣堂村・谷内村・田瀬村・倉沢村・砂子村・浮田村・

閉伊郡遠野町

平清水村・来内村・糠前村・中沢村・青笹村・板沢村・佐比内村・細 七升六合、 越村・平倉村・宮森村・達曾部村〆廿七ヶ村高壱万八百七十六石三斗 横田村・新里村・綾織村・鵜崎村・釜石村・松崎村・東禅寺愈・妙泉 寺村・付馬牛村・駒木村・栃内村・上山口村・柏崎村・土渕村・山屋村・

- 『七戸町史 3』四七頁。
- (5)「新渡戸伝一生記」明治三年四月二十日条
- (56)「新渡戸伝一生記」明治三年五月四日条。
- (5)「新渡戸大参事日記」 明治三年二月二十九日条。
- (58) 同右 明治四年四月十九日条。

【付記】本稿執筆にあたり、県史編さん調査でお世話になった濵中家の 皆様に感謝いたします。

(なかのわたり・かずやす 青森県県民生活文化課県史編さんグルー

プ主幹)